

秋田県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和4年2月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)	
一般国道	旧	285号	A	北秋田郡上小阿仁村大林字上村下タ3番1地先から福館字山根89番1地先まで	9.36~25.83	3.850
			B	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野下タ川原15番2地先から字水無496番1地先まで	8.80~23.46	0.312
	新	285号	A	北秋田郡上小阿仁村大林字上村下タ3番1地先から福館字山根89番1地先まで	9.36~25.83	3.850
			B	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野下タ川原15番2地先から字水無496番1地先まで	12.00~47.00	4.000

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年2月15日(火)から同年3月1日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

秋田県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和4年2月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	屋布 沖田面線	北秋田郡上小阿仁村沖田面字水無62番3地先から字小蒲野下タ川原22番2地先まで	8.00~16.40	0.323
	新	屋布 沖田面線	北秋田郡上小阿仁村沖田面字水無62番3地先から字小蒲野下タ川原22番2地先まで	8.80~44.00	0.323

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年2月15日(火)から同年3月1日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)